

彩の国みどりの基金事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、彩の国みどりの基金条例（平成20年条例第12号）に基づく彩の国みどりの基金（以下「基金」という。）の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基金の造成)

第2条 基金は、一般会計繰出し金及び基金に係る寄附金（以下「寄附金」という。）をもって造成する。

(寄附金の受入れ)

第3条 寄附金の受入れは、別に定めるところにより、随時行うものとする。

2 次のものからの寄附金については、受入れを認めず、又は收受した寄附金を返還する。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- 二 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- 三 暴力団関係者（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第3条第2項にいう暴力団関係者をいう。）

(寄附者名簿)

第4条 みどり自然課長は、基金に係る寄附者名簿を備え、寄附金を受け入れた都度、所定の事項を整理しておくものとする。

2 前項の名簿は、様式第1号のとおりとする。

(寄附者の公表)

第5条 みどり自然課長は、寄附者について、県のホームページその他適切な方法により、寄附者の了解を得て公表することができる。

(基金の積立時期)

第6条 毎年度基金として積み立てる時期は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 一般会計繰出し金 | 支出決定による |
| (2) 寄附金 | 1月及び3月 |
| (3) 運用益金 | 3月 |

(基金の処分)

第7条 基金の処分に係る事業及び金額は、毎年度の一般会計歳入歳出予算で定めるところによる。

(基金の広報)

第8条 基金に関しては、県のホームページ、彩の国だよりその他適切な方法により随時広報を行い、広く県民の理解と協力を求めるものとする。

(庶務)

第9条 基金に関する庶務は、みどり自然課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県都市緑化基金事務取扱要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。